

案件3 地域医療支援病院について

本院が、地域の中核病院としての使命を果たすとともに、医療機能及び地域連携の強化を図るため、第2期中期経営計画(市立ひらかた病院病院改革プラン)にも目標と定め承認取得を目指してきた「地域医療支援病院」について、制度の内容及び効果と、現在における本院の状況を報告するものです。

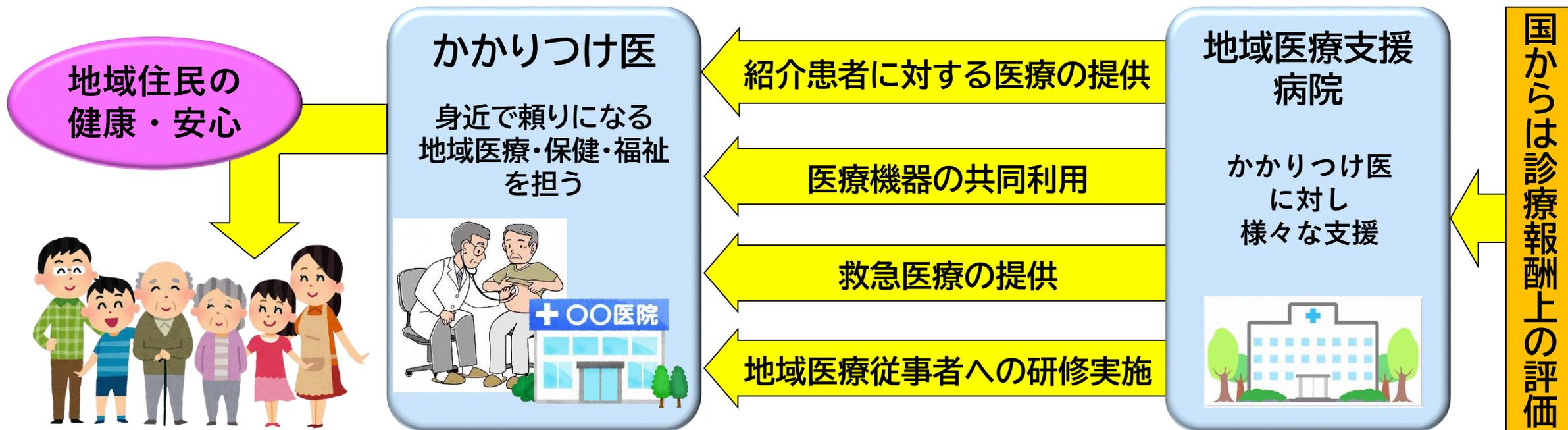


地域医療支援病院とは？

地域医療支援病院制度は、平成9年の医療法改定の際に、医療施設機能の体系化の一環として、患者に身近な地域で提供されることが望ましいという考えのもと、紹介患者に対する医療の提供や救急医療の提供等、地域で必要とされる様々な取り組みを通じて、

第一線の地域医療を担う「かかりつけ医」を支援するため

必要な機能を有する医療機関に対し、都道府県が「地域医療支援病院」として承認するもの。



地域医療支援病院の承認要件

紹介患者に対する医療提供

初診患者における他の医療機関からの紹介患者の割合(紹介率)と他の医療機関へ紹介した患者の割合(逆紹介率)が以下のいずれかを満たす

1. 紹介率80%以上
2. 紹介率65%以上、逆紹介率40%以上
3. 紹介率50%以上、逆紹介率70%以上



今回、本院は要件3を満たしたとして申請

救急医療の提供

24時間体制の救急患者受け入れ
重症患者のための優先病床確保
患者搬送自動車の配備



開設主体と病床数

開設者が、原則、国、都道府県、市町村、社会医療法人、医療法人

病床数が200床以上

施設・設備等の共同利用

共同診療
医療機器(CT・MRIなど)の共同利用
登録医制度

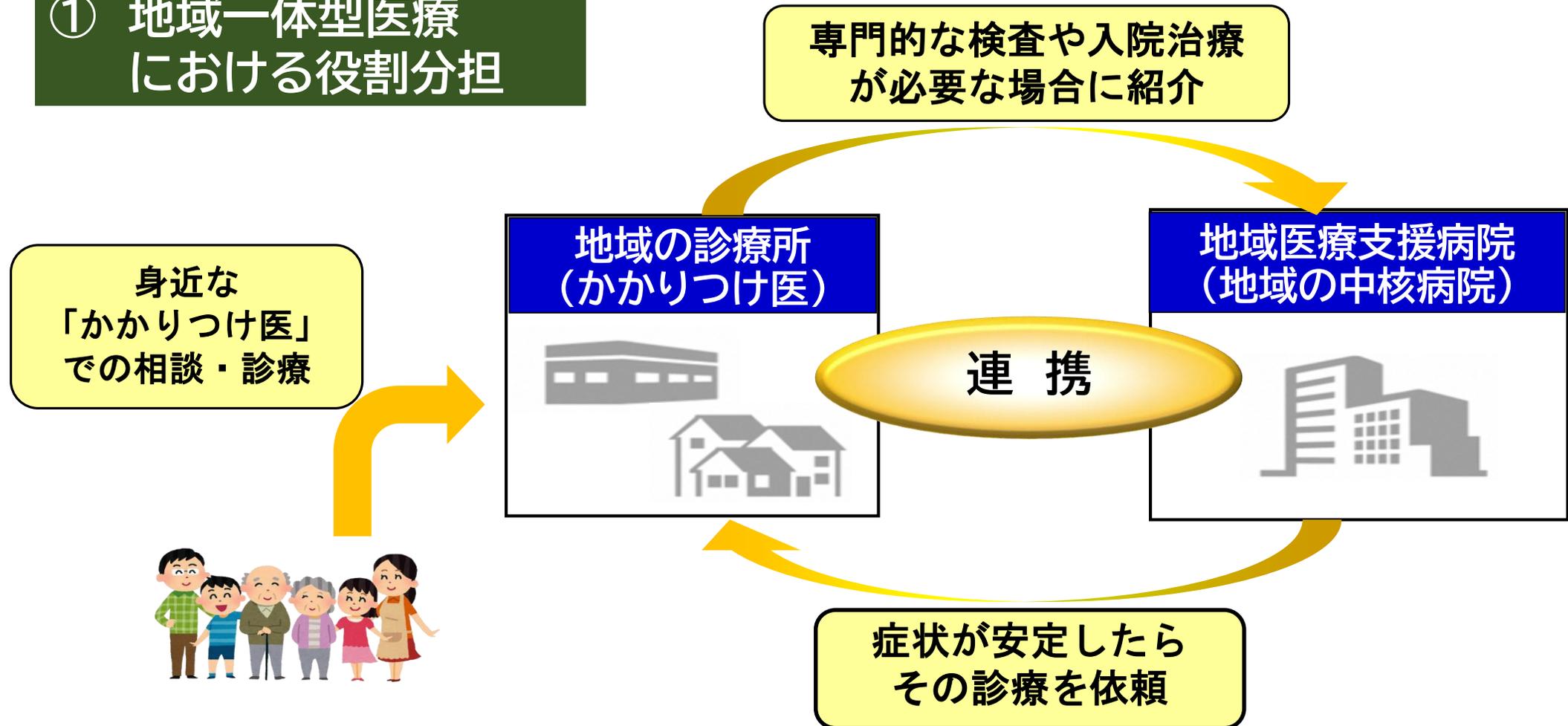
必要施設・設備

集中治療室
化学、細菌、病理検査室、解剖室、研修室、講義室、図書室、医薬品情報管理室 等を配置

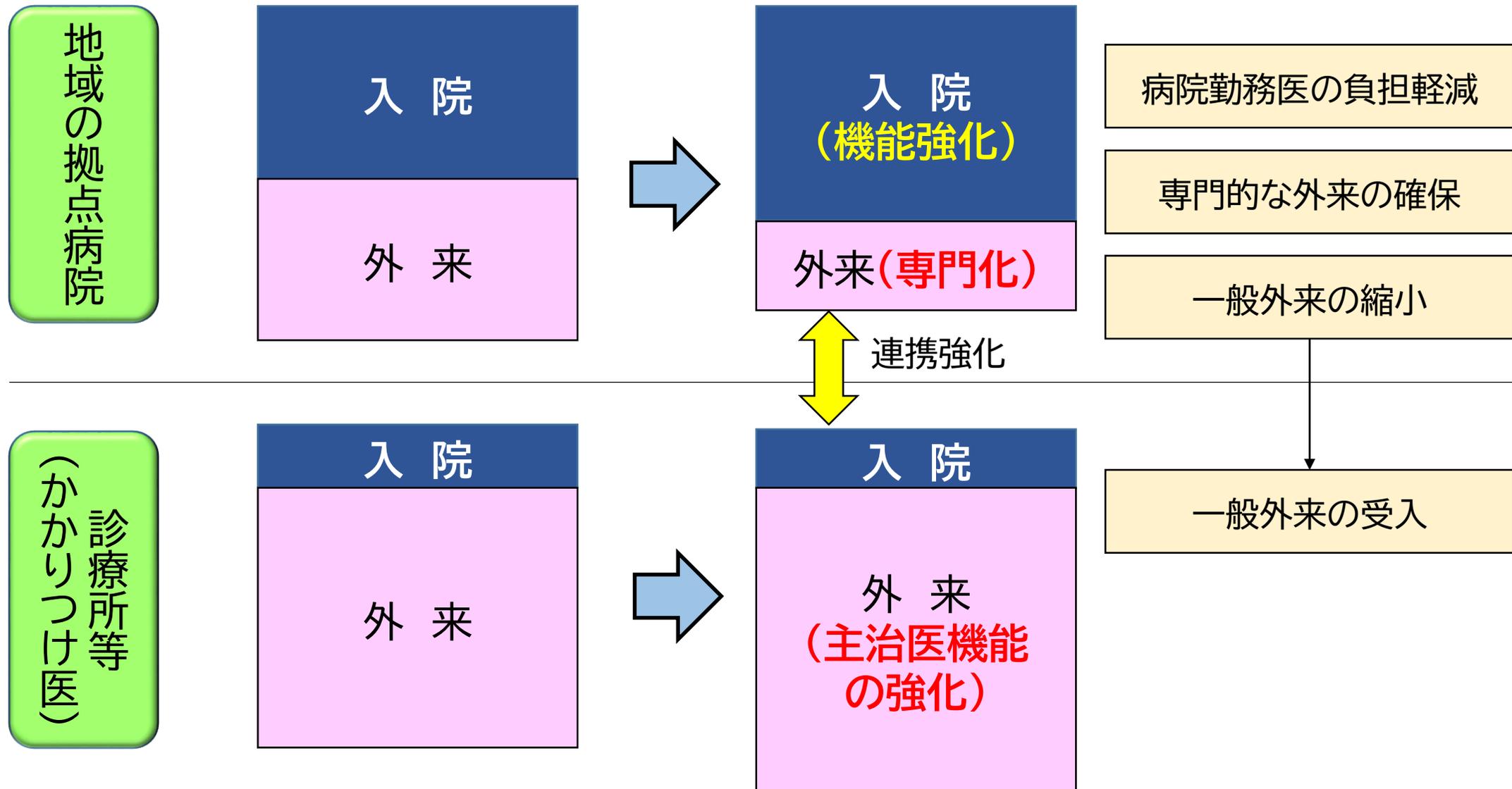
地域医療支援病院の効果

地域住民がより適切な医療が受けられるよう、国が進める「**地域医療の機能分化**」の推進が図られる。

① 地域一体型医療 における役割分担



② 外来医療の役割分担における方向性



本院の申請状況

H30年度

当時の基準で紹介率・逆紹介率の要件をクリアしていたが、大阪府の要件厳格化により申請取り下げ

R元年度

新たな基準に要件を満たせるよう取り組み

令和2年度

仮申請。8/28に実施検査終了。10月に本申請の予定

他の病院の状況

市立豊中病院

○

H22取得

星ヶ丘医療センター

○

H19取得

市立池田病院

○

H21取得

枚方公済病院

○

H27取得

箕面市立病院

○

H22取得

関西医大附属病院

×

吹田市民病院

×

申請中

ただし関西医大総合医療センター(守口)はR2に取得

診療報酬上の評価

出来高評価

- 地域医療支援病院入院診療加算
(入院初日)

1,000点

DPCによる包括評価

包括評価の対象となる診断群分類に該当する患者について、報酬額の算定に使用する係数(機能評価係数)に差<報酬額の算定>
1日当たり包括点数×医療機関別係数×入院日数

医療機関別係数のうち機能評価係数 I に
0.0307の差

令和元年度実績換算で
約5,600千円の収益増

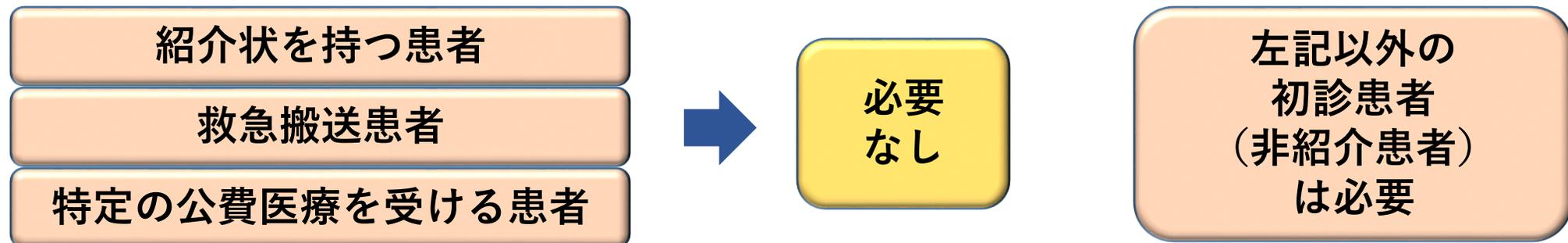
令和元年度実績換算で
約58,827千円の収益増

承認された際に必要な措置

2020年度の診療報酬改定により、一般病床200床以上の地域支援病院については、非紹介患者初診料加算金(選定療養費)が初診時が5,000円、再診時は2,500円以上の金額とすることが義務付けられた(厚生労働省令第24号)ことから、本院が地域医療支援病院に承認された際は、非紹介患者初診料加算金(選定療養費)の改定が必要となる。

非紹介患者初診料加算金(選定療養費)とは

国により、「**医療機関の機能分担**」の推進のため、一定の要件を満たす病院に、紹介状なしで初診で受診する場合に、初診料以外に支払いが必要となる額が定められているもの。



非紹介患者初診料加算金(選定療養費) 改定額

		現 行	支援病院となった場合
初診時	医 科	3,000円	5,000円
	歯 科	3,000円	3,000円

(※) ただし、小児科については、これまで本院の判断において「特定の公費医療を受ける患者」と同様の扱いとして非紹介患者初診料加算金(選定療養費)を徴収してきませんでした。が、今後は国の告示に基づき、上記の金額を徴収することとなります。

再診時(※)	医 科	—	2,500円
	歯 科	—	1,500円

(※) ここでいう「再診」とは、本院から他の医療機関に紹介した患者さんが、引き続き本院での受診を希望され、紹介状を持たずに受診される場合をいいます。

※ 金額の改定には「市立ひらかた病院の使用料及び手数料条例」の改正が必要

今後のスケジュール

現在申請中の地域医療支援病院が承認される場合、以下のスケジュールとなることが予想されます。

年 月	内 容
2020年8月	仮申請、実地検査【済み】
9月	本申請
	医師会への推薦依頼
10月	本申請実施検査
2021年1月	北河内医療病床懇話会を経て北河内保険医療協議会で審議
2021年3月	医療審議会病院新增設部会の議論を経て医療審議会承認する病院を最終決定(昨年度は3月30日)

委員協議会等の市議会への報告や条例改正時期については、上記日程及び承認の公表時期等を踏まえつつ決定